

滋賀県立八幡高等学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月 1 日

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの生徒を救うためには、教職員一人ひとりが、青年期の心身の発達段階を理解し「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

本校では、従前より設置、推進している生徒指導委員会や教育相談委員会、人権教育推進委員会に加え、「いじめ対策委員会」を常設し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」(当該方針)を策定し、県教育委員会と適切に連携のうえ、当該基本方針に基づき、いじめの問題に組織的・継続的に取り組みます。

いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ防止等のための対策は、生徒を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、生徒の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出す関わりが重要です。また、このことを通して、生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも必要です。

このため、本校では、こうした生徒の立場に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)第 3 条に規定する「基本理念」にのっとり、保護者、その他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

そこで、次の 3 つをとくに重要な観点として認識します。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるもので、すべての生徒を対象にした未然防止に努めること。
- ② いじめは教員や大人からは見えにくく事実認定が難しいものですが見逃してより深刻な事態を招くことのないよう、早期発見のため教員をはじめ大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めること。
- ③ 生徒からいじめの相談を受けたり、いじめが確認された段階ではすでに深刻な状況であると考え、いじめを受けたり知らせてきた生徒の安全を確保しつつ「いじめ対策委員会」において直ちに対処すること。

また、本校の教育活動全体を通してすべての生徒に「いじめは決して許されない」と

いこの理解を促すとともに本校の教育目標である「学」「和」「命」の精神をよりどころとした豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性と人を思いやる心を育成します。

さらに、多感な青年期にある生徒が人権の意義や人権問題を正しく理解し自分と他者とともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう務めるとともに、生徒会活動等生徒自らが自発的自治的な力によって未然防止に取り組むなど、安心安全で居心地のよい学校づくりを推進します。

1 いじめ対策委員会の設置

法第22条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ対策委員会」を常設します。

この委員会を中核として、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立し、県教育委員会と適切に連携のうえ、いじめ問題に組織的に対応します。

(1) 役割

- ア) 法第13条に規定される学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の具体的な年間計画の作成や実施、検証、修正を行うこと
- イ) 学校基本方針に基づく取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること
- ウ) 学校基本方針に基づく取組について、生徒や保護者、地域に対して情報発信や啓発等を行うこと
- エ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行うこと
- オ) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催し、情報の迅速な共有を図り、生徒への事実関係の聴取や支援・指導の体制、保護者との連携等の対応方針を決定すること
- カ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行うこと
- キ) 重大事態に係る調査の母体となること
- ク) P D C Aサイクルの考えに基づき、毎年度、学校基本方針に基づく取組の実施状況の点検や評価、見直しを行うこと

(2) 構成員

- ア) 校長
 - イ) 教頭
 - ウ) 教務部主任
 - エ) 生徒部主任
 - オ) 生徒部生徒指導係
 - カ) 生徒部人権教育担当
 - キ) 生徒部生徒会担当
 - ク) 生徒部教育相談担当<特別支援教育コーディネーター>
 - ケ) 養護教諭
 - コ) 各学年主任
 - サ) スクールカウンセラー
- なお、個々の事案に応じて関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・

教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する委員会等との連携

学校基本方針に基づく取組の実施に当たっては、いじめ対策委員会は、既存の委員会（生徒指導、教育相談、人権教育）等と役割分担し、連携を図ります。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は、いじめ対策委員会において策定します。

見直し等に当たっては、保護者や関係者の参画を得るよう努めるとともに、生徒の積極的な参加が確保できるよう工夫します。

また、学校基本方針に基づく取組の具体的な年間計画の作成や実施に当たっても、保護者や生徒の代表、その他関係者などの参加が確保できるよう工夫します。

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開します。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア) いじめについての共通理解

- ・ いじめの原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を図ります。
- ・ 教員の理解不足からいじめを生み出す契機となることがないように、人権その他広く生徒理解に関わる研修を推進します。
- ・ 平素から、教職員相互が積極的に生徒についての情報を共有します。
- ・ 全校集会やホームルーム活動等を通じていじめの問題について考え、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成します。

イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育および体験活動の充実を図り、社会性、規範意識、豊かな心を育むとともに人権を尊重する実践的態度を養います。
- ・ 生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図るための能力の育成に努めます。

ウ) いじめが行われないための指導上の注意

- ・ 生徒一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- ・ 人間関係を把握して、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりに努めます。
- ・ 教職員はいじめの背景にある多様な要因や適切な対処について正しく理解します。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払います。

エ) 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ 家庭や地域の人々などにも協力を求め、教育活動全体を通じて、全生徒が活躍でき、自己有用感を高められる機会の設定に努めます。
- ・ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会の設定に努めます。

オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む環境づくり

- ・ 「人権ポスター」の作成のような生徒会等の活動を一層広げ深めることにより、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進します。
- ・ 教職員は、全ての生徒が、主体的な活動の意義を理解し、自主的・積極的に参加する活動になるよう指導・支援します。

(2) いじめの早期発見

ア) いじめの早期発見のための対応

- ・ 日常的に生徒に声かけをするなど、生徒との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- ・ 休み時間など、学校生活のあらゆる時間に生徒の様子を把握するよう努めます。
- ・ 定期的に、また必要に応じて、個人面談などの教育相談を実施します。
- ・ 養護教諭をはじめ、教職員間の情報共有に日頃から努めます。
- ・ 学期に1回以上の定期的なアンケート調査を実施します。
- ・ 電話や家庭訪問等を活用して、保護者との緊密な連携に努めます。
- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知します。

イ) 早期発見する上での注意点

- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ちます。
- ・ いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを的確に認知します。

(3) いじめへの対処

ア) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止します。
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめられたとする生徒の立場に立って、真摯に傾聴します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、直ちにいじめ対策委員会に報告し、いじめ対策委員会では、その情報を共有し、記録します。

- ・ 報告を受けたいじめ対策委員会は、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認します。この際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- ・ 事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告します。なお、必要に応じ、発見・通報の都度、県教育委員会に報告し、緊密な連携を図ります。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応します。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導します。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき、または、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに所轄警察署との連携を図ります。

イ) いじめられた生徒またはその保護者への支援

- ・ いじめられた生徒の立場に立って受容的に事実関係を聴取します。
- ・ 家庭訪問等により、いじめられた生徒の保護者に迅速に事実関係を伝えます。
- ・ 状況に応じて、複数の教職員で当該生徒を見守ります。
- ・ 教職員、家族等、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、親しい友人の力を得て、いじめられた生徒に寄り添い支える体制づくりをします。
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室指導とする等、いじめられた生徒等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼します。
- ・ いじめが解決したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行います。
- ・ 聴き取り等によって判明した事実は、いじめられた生徒の保護者に適切に提供します。

ウ) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- ・ いじめた生徒から、複数の教職員で事実関係を聴取します。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ いじめた生徒の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼します。
- ・ 生徒のプライバシーには十分に留意して対応します。
- ・ 孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、状況に応じて特別の指導計画による指導を行います。また、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行います。

ます。

- ・ 教育上必要と認めるときは、生徒に対して、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行います。

エ) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。
- ・ 学級全体で話合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようという態度を育成します。
- ・ 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めます。
- ・ 個々の取組を学校全体で共有し、再発防止に努めます。

オ) ネット上のいじめへの対応

i) 早期発見等

- ・ インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する校内研修を実施します。
- ・ 生徒や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知します。
- ・ 情報モラルに関する教育や情報リテラシーに関する教育を推進します。
- ・ 保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促すとともに、生徒の所持や利用について協力依頼します。

ii) 対処

- ・ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局へ協力を要請します。

(4) 地域や家庭との連携

- ・ 家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校からの通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図ります。
- ・ 学校評議員会をはじめ、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けることに努めます。
- ・ 状況によっては、学級・学年・学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求めます。

(5) 関係機関との連携

- ・ いじめ問題に迅速かつ的確に対処できるよう、警察や司法、福祉や医療等の関係機関との間で情報共有する体制を構築し、平素からの連携に努めます。

(6) その他

ア) 校務の効率化

- ・ 一部の教職員に過重な負担がかからないよう、組織体制を整えるなどして、いじめの防止に努めます。

イ) 学校評価

- ・ いじめの実態把握や適切な対応が促されるように目標を設定し、評価結果を踏まえて、改善に取り組みます。

ウ) 教職員の評価

- ・ 日頃からの生徒理解の状況、いじめの未然防止、早期発見、対処に関する個々の取組や組織的な取組等が評価されるようにします。